



これは令和2年度の制度です。
 令和4年度以降、変更になる場合があります。

資料14-2

【大阪府認可校用】

私立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて

制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。(返済の必要はありません。)

要件

令和2年7月1日時点において、次の①～④の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等(親権者全員)の令和2年度の市町村民税及び道府県民税の所得割(以下、「所得割」という。)が非課税、もしくは生活保護(生業扶助)受給世帯であること
- ② 保護者等(親権者全員)が、大阪府内に在住していること(※)
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと(令和3年3月1日までに復学した場合は給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。)
- ④ 生徒が、平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学していること(平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。)

※ 保護者等(親権者)のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

給付金額

区分	対象生徒の区分	給付金額	
		全日制・定時制	通信制
1	生活保護(生業扶助)受給世帯に扶養されている生徒	52,600円	
2	区分3に該当する兄弟姉妹のいない生徒	103,500円	38,100円
3	令和2年度所得割非課税世帯 生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合(※1 ※2 ※3) a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校等(全日制・定時制)に在学していない場合	138,000円	

- ※1 働いていないこと(収入が扶養の範囲内の方は除きます。)
 ※2 年齢及び扶養者の状況は、令和2年7月1日時点で判断し、扶養の状況は健康保険証の組合員氏名が保護者等(親権者)であることで判断します。
 ※3 一人親の場合、当該兄弟姉妹は、申請者(保護者等)に扶養されていることが必要であり、養子縁組をしていない再婚相手等申請者以外の親に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹に該当しません。

申請先

在学する高等学校等

申請期限

学校が定める期限までにご提出ください。

申請に必要な書類

- (1) 「奨学のための給付金 受給申請書」(以下「受給申請書」という。)=様式第1号の1を使用してください。
 ※受給申請書の提出後に、申請者の変更(例:離婚・死別等による親権者の変更)、申請者の住所や連絡先の変更があった場合、学校から申請事項変更届(様式第2号)の用紙をもらい、学校に提出してください。
- (2) 「保護者等(親権者)の住民税の課税額等を証明する書類」
 ⇒ 下の「住民税の課税額等を証明する書類の種類」を参考にしてください。
- (3) 「生徒本人の健康保険証の写し」(区分が2又は3に該当する場合のみ。)
- (4) 「15歳(ただし中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている子の健康保険証の写し」
 (区分が3に該当する場合のみ。生徒本人が通信制の高等学校に通う場合は提出不要です。)
 ⇒ 15歳以上23歳未満の子とは、今年度は平成9年7月3日から平成17年4月1日までの間に生まれた子が該当します。「年齢のとなえ方に関する法律」及び「年齢計算に関する法律」による
- (5) 「兄弟姉妹の高等学校の在学証明書」(生徒本人が通信制の高等学校に通う場合は提出不要です。)
 ⇒ 区分が3aに該当する場合であって、高等学校等に在学する兄・姉が23歳以上である場合、又は3bに該当する場合であって、弟・妹が通信制課程の高等学校等に在学している場合に提出してください。
- (6) 「住民票」
 ⇒ 住民税の課税額等を証明する書類の発行者が大阪府以外の市町村である場合、または令和2年7月1日時点で大阪府内に在住しているが、令和2年1月1日時点では他府県に住所を有していた場合に提出してください。

住民税の課税額等を証明する書類の種類

区分	住民税の課税額等を証明する書類(親権者全員) ※1
1	生活保護(生業扶助)受給証明書(令和2年7月1日以降に発行されたもの)
2	下記①から③の書類のいずれか ※2
3	① 市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書の写し ② 課税証明書又は非課税証明書の原本 ③ 非課税通知書の写し

- ※1 保護者等(親権者全員)の課税額を証明する書類が提出できない場合(例:海外単身赴任の場合等)、給付金を受け取ることができません。
 ※2 控除対象配偶者が、市町村民税及び道府県民税の所得割が課されていない(令和元年の収入が100万円以下)場合は、添付を省略することができます。省略する場合、受給申請書2ページの「課税証明書等の省略」欄の口にチェックしてください。

給付金申請及び支給の流れ

必ず学校が定める期限までに手続きをしてください。

- ① 申請者が受給申請書等を学校に提出(書類の不足等がある場合は、学校から連絡をします)
- ② 学校が受給申請書等を府に送付
- ③ 府が受給資格の確認(書類の不備等がある場合は、府から申請者に確認の連絡をします)(8月～11月予定)
- ④ 府が受給資格認定及び支給金額の決定(12月頃予定)
- ⑤ 府が学校に認定結果等の通知を送付並びに給付金を交付(学校が代理受領)(12月頃予定)
- ⑥ 学校が保護者等に通知を配付及び給付金を口座へ振込(令和3年1月頃予定)

- ※ 生徒が在学する高等学校等の設置者に、給付金の受給申請に関する事務手続き及び給付金の代理受領を委任していただきます。給付金全額が学校から保護者等の口座に振り込まれます。ただし、未納・未取金がある場合は、給付金を充当して相殺し、残金がある場合は残金が学校から保護者等の口座に振り込まれます。
 ※ 給付金が振り込まれるまで、授業料以外の学校納付金の納付が困難で、一時的な納付猶予を希望する場合は、在学する学校にご相談ください。

制度に関する問合せ先

- 府民お問合せセンター ピピっとライン 電話:06-6910-8001 FAX:06-6910-8005
- 教育庁 私学課 奨学のための給付金担当 電話:06-6941-0351(代) FAX:06-6210-9409
- 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館9階

◆来週から、懇談会がスタートする。1学期の各教科の評定も分かるだろう！進路と成績は、やはり切っても切れない。懇談時間は15分～20分程度だろう。
 ◆その時間を有意義なものとするためにも、しっかりと保護者と将来の話をしておい
 てくれ！！ それと午後の時間を有効にね。9月の実力は私学本番と思え！！

N○54～今日のN○60まで7回にわたり『府教委の説明資料』を掲載しました。
君たちも大阪府教育委員会にアクセスして、入試情報を確認しよう！

※汎愛・大塚の「体育科」体験説明会の案内が届いています。希望者は高木まで

資料 13

R3. 4
大阪府教育庁

中学3年生及び保護者の皆さまへ

高校等進学のための奨学金等制度のご案内(概要)

- 高校等へ進学する際には、入学金や制服代等を納付する必要があります。
- 高校等への進学にあたり、次のとおり奨学金や貸付金の制度があります。
- 概要のみ記載していますので、詳細については、各機関、市町村等に直接ご確認ください。

1 大阪府育英会奨学金

名称・問い合わせ先	資格	貸付額
大阪府育英会奨学金貸付 公益財団法人大阪府育英会 電話(06)6357-6272 https://www.fu-ikuai.or.jp/ 記載内容は、令和3年度入学生を対象とした貸付内容等です。令和2年7月から就学支援金制度が変更されることに伴い、今後変更となる場合があります。	保護者(父母等)が大阪府民であって、下記所得基準(保護者所得合算)を満たし、高等学校等に進学を希望、又は在籍する生徒の方 (※1)年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のもので、実際は、以下の算式により算出された額(保護者合算)により判定します。	下記(貸付限度額(年額))の範囲内で希望する額[1万円単位](無利子) ◎申請時期 ・予約募集(奨学金・入学時増額奨学金とも) 中学校3年生の9月上旬～10月上旬頃で各学校が定める期間 ・在学募集(奨学金のみ(※2)) 高校等在学中の4月中旬～5月上旬頃で各学校が定める期間 (※2)入学時増額奨学金は、進学後に申込みできません。
【奨学金】	【所得基準】 以下の【算式】により算出された額が次のとおりであること。 【算式】 市町村民税の課税標準額×6% →市町村民税の調整控除の額 (政令指定都市に市県税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額) 1 国公立・私立とも 251,100円未満 (年収めやす(※1)800万円未満) 2 私立のみ 251,100円以上 347,100円未満 (同 800万円以上 1,000万円未満)	【貸付限度額】 1 国公立・私立とも 授業料実質負担額(※3)+その他教育費10万円 (授業料実質負担額が実質無償となる場合は、10万円) 2 私立のみ 24万円 (授業料実質負担額(※3)が24万円を下回る場合は、その額が上限。府内の私立高校生を含む2人以上の子どもの世帯で年収800万円以上の世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。) (※3)各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。
【入学時増額奨学金】	【所得基準】 国公立・私立とも 上記の算式により算出した額が154,500円未満(同 590万円未満)	【貸付限度額】 国公立：5万円以内(通信制課程も同様) 私立：25万円以内(通信制課程は15万円以内)

返還された奨学金は、後輩たちの奨学金の資金となります。約束とおりの返還が困難な場合は、速やかに大阪府育英会にご連絡ください。

2 その他の奨学金・貸付制度(主なもの)

名称・問い合わせ先	資格	貸付額
市町村の奨学金 お住まいの市町村	奨学金制度の有無・内容等については、直接お住まいの市町村にお尋ねください	
生活福祉資金貸付制度 教育支援資金 (教育支援費・就学支援費) (社福)大阪府社会福祉協議会 電話(06)6762-9474 http://www.osakafusyakyoo.or.jp	・大阪府内に居住していること(居住地と住民票が一致していること) ・他から必要な資金の融資を受けることが困難な低所得世帯(他の制度による貸付が可能な場合には、他の制度を優先して活用していただくこととなります。)	・教育支援費(月額)(無利子) 高校 …… 35,000円以内 高専 …… 60,000円以内 ※特に必要と認める場合に限り1.5倍の額まで引き上げ可能 ・就学支援費(無利子) 500,000円以内 ※入学年度の4月末までに申し込む必要があります ◎居住地の市町村社会福祉協議会への事前相談が必要です
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 (修学資金・就学支援資金) 子を扶養する親が居住する市町村の福祉事務所等(福祉事務所の設置されていない町村にお住まいの方は府子ども家庭わか) http://www.pref.osaka.lg.jp/kateishien/boshikatei/kashitsuke.html ※要件により貸付できない場合があります。また、貸付まで時間を要するためお早めにご相談ください。	・20歳未満の子を扶養する母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦(配偶者の無い女性で、かつて母子家庭の母だった方)が扶養する子 ・父母のいない20歳未満の児童 ※返済能力のある母や父、第三者を連帯保証人に設ける場合は、子自身が借主として貸付申請可能。 ※20歳未満の子が申請する場合は、法定代理人の同意が必要。 ※返済能力を有すること。	・修学資金：無利子(月額) 私立・自宅通学の場合 高校・専修(高等) …… 45,000円以内 高専 …… 48,000円以内 (高校授業料実質無償化は貸付対象外) ・就学支援資金：無利子(入学時のみ) 私立・自宅通学の場合 高校・専修(高等) …… 410,000円以内 高専 …… 580,000円以内 ※貸付限度額は、国公立・私立、自宅・自宅外等の区分により異なります。 ※大阪府育英会との併用については貸付額に制限があります。 ※必要かつ返済可能な範囲での貸付となります。 ※違約金(延滞金)が年3.0%かかります。

裏面もご覧ください

名称・問い合わせ先	資格	貸付額
大阪府公立高等学校 定時制課程及び通信制課程 修学奨励費 府教育庁教育振興室 高等学校課 中央区大手前3-2-12 電話(06)6941-0351 内線3432	1 大阪府の区域内にある公立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学している35歳未満の者であること。 2 経済的理由により著しく修学が困難な者であって、生徒本人及び保護者(親権者等)それぞれの道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の者であること。 また、令和3年4月1日時点で生徒に保護者がいない場合は、当該生徒本人の道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の者であること。 3 経常的収入を得る職業に就いている者であり、原則として年間120日以上勤務していること。 4 大阪府育英会の奨学金の貸付を受けていない者であること。 5 原則として四年間で修了卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であること(科目の履修状況、修得単位数等が一定以上であること。)	◎貸付額 月額9,000円に、申請年度の在学月数を乗じた額を貸与します。 ※ 奨学のための給付金を給付される場合は、上記の貸付額から奨学のための給付金の給付決定額を減じた額が貸付額となります。 また、教科用図書購入代金相当分の額を、上記の貸付額に加算する場合があります。 ◎返還免除 1 高等学校の定時制課程若しくは通信制課程を卒業した場合、又はその他これに準ずると認められる場合 2 転勤その他やむを得ない理由により退学した場合 3 死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により修学奨励費を返還することが困難であると認められる場合 ◎申請時期 10月上旬～10月下旬(予定) ◎貸付決定時期 12月中旬(予定)
交通遺児育英会奨学金 (公財)交通遺児育英会 7-7-11 (0120) 521286 https://www.kotsujij.com	保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺症等で働けないうちに、経済的に修学が困難な生徒・学生 (申込時25歳までの人) 家計基準 高校・高専 世帯収入が780万円以下の方 ※給与以外の所得者の世帯は360万円以下の方	・奨学金(月額)(無利子) 高校・高専・専修学校高等課程 2万円、3万円、4万円から選択 ・入学一時金(無利子、1年生時のみ) 高校・高専・専修学校高等課程 2.0万円、4.0万円、6.0万円から選択
あしなが奨学金 あしなが育英会 電話(0120)77-8565 http://www.ashinaga.org/	保護者等が病気や災害(道路における交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡、または著しい障害(1～5級)を負い、経済的な援助を必要としている家庭の生徒・学生	・奨学金(月額)(貸付部分は無利子) 高校・高専(1～3年生) 国公立…45,000円 (内貸与25,000円、給付20,000円) 私立…50,000円 (内貸与30,000円、給付20,000円) ・私立高校入学一時金(無利子・予約採用者に限る) 300,000円(貸与) ・進学支度一時金(無利子・高校奨学生で翌年4月に大学、専修各種学校に進学予定の人) 400,000円(貸与) ◎他制度と併用できます
大阪交通災害遺族会奨学金 (公財)大阪交通災害遺族会 電話(06)6761-5296 http://www.pansy.or.jp/	・大阪府内在住で保護者を交通事故で亡くされた交通遺児の方	◎入学準備金(無利息) 公立高校・高等専門学校 100,000円 私立高校・専門学校 200,000円 ・奨学金(無利息) 毎月最高2万円まで
日本政策金融公庫 (国の教育ローン) 日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話(0570)008656 または(03)5321-8656 https://www.jfc.go.jp/	保護者の世帯の年間収入(所得)が次の金額以下であること 子どもの数 給与所得者(事業所得者) 1人 790万円(600万円) 2人 890万円(690万円) 3人 990万円(790万円) 4人以上 コールセンターにお問い合わせください。 ◎子供の人数が2人以下で世帯の年間収入(所得)が上限額を超える場合でも、世帯の年間収入が990万円(所得790万円)以内の場合、申込対象になる場合があります。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。	生徒1人につき350万円以内 利率 年1.68%(令和3年3月現在) 返済期間 15年以内 (交通遺児家庭、母子家庭や父子家庭または世帯年収(所得)200万円(132万円)以内の方などについては18年以内)
ヒューファイナンスおおさか 高校入学準備資金融資 府内市町村の進路相談窓口 又は 府教育庁高等学校課 電話(06)6946-7599	・大阪府育英会奨学金の利用(予定)者で、奨学金が貸与される前に入学料や授業料等を支払う必要がある方 ・他の貸付制度を利用することができない方 ※連帯保証人が必要	60万円以内 利率 年1.68%(令和3年3月現在) ※ヒューファイナンスおおさか 所定金利 ◎事前に市町村の進路相談窓口又は府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導グループで相談を受ける必要があります

その他の奨学金制度や各制度の詳細については、
大阪府教育委員会のホームページ [大阪府 奨学金について](#) でご覧いただけます。

私立高校等の場合、就学支援金、授業料支援補助金の給付対象となる場合であっても、給付前に納期が到来する授業料等については、いったん納付する必要があります。

【お問い合わせ先】
○大阪府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導グループ
電話(06)6946-7599(平日の午前9時～午後6時)
○各市町村の進路相談窓口
お住まいの市町村にお問い合わせください

奨学金制度は、先輩から返還されたお金を財源として、新たな奨学生に貸与していく制度ですので、利用する場合はしっかりとした返還計画を立ててください。